

■香川県環境影響評価技術審査会について

◎香川県環境影響評価条例（平成 11 年香川県条例第 2 号）より抜粋

第 7 章 香川県環境影響評価技術審査会

（設置）

第 36 条 この条例の規定により環境影響評価及び事後調査に係る技術的な事項について調査審議させるため、香川県環境影響評価技術審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第 37 条 審査会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

（任期）

第 38 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第 39 条 審査会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会長への委任）

第 40 条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

◎香川県環境影響評価技術審査会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県環境影響評価条例（平成11年香川県条例第2号）第40条の規定に基づき、香川県環境影響評価技術審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集等)

第2条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、審査会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員に通知するものとする。

3 審査会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(会議の公開)

第3条 会議は、公開を原則とする。ただし、会長は、会議の運営上必要があると認めるとき等においては、傍聴人の数の制限その他必要な措置を講ずることができる。

(委員以外の者の出席)

第4条 会長は、審議上必要があるときは審査会に諮り、委員以外の者に対し会議に出席して意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会議録)

第5条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議の年月日、時刻及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 委員以外の出席者の職氏名
- (4) 会議に付した案件及び内容
- (5) 議事の経過

2 会議録には、議長及び出席した委員のうち議長が指名した委員2人が署名しなければならない。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、環境森林部環境政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

香川県環境影響評価技術審査会 委員名簿

委員名	職 名
石塚 正秀	香川大学創造工学部教授
伊藤 文紀	香川大学農学部教授
多川 正	香川高等専門学校教授
寺尾 徹	香川大学教育学部教授
土手 美恵	NPO 法人どんぐりネットワーク理事
野々村 敦子	香川大学創造工学部教授
野村 美加	香川大学農学部教授
村上 良枝	一般社団法人香川県建築士会理事
山中 稔	香川大学創造工学部教授

(50 音順 敬称略)